

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、児童手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和6年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。</p> <p>(1)児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。</p> <p>(2)児童手当及び特例給付の申請に基づく審査、申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査の上、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。</p> <p>(3)児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。</p> <p>(4)現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当および特例給付現況届の届出(提出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。</p> <p>申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受理する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity住民情報(児童手当) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【児童手当等に関する事務】 番号法第19条第8号及び別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>(情報提供の根拠) 別表第二 26の項、30の項、87、106の項 別表第二主務省令 第19条、第44条</p> <p>(情報照会の根拠) 別表第二 74の項、75の項 別表第二主務省令 第40条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉課 児童係
②所属長の役職名	町民福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉課 児童係 ☎0820-52-5810 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民福祉課長 川添 俊樹	町民福祉課長 坂本 哲夫	事後	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
令和1年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民福祉課長 坂本 哲夫	町民福祉課長	事後	様式変更における内容変更のため。
令和1年5月27日	Ⅱ-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	Ⅱ-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
令和2年9月28日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイル名	(1)児童手当情報ファイル	児童手当情報ファイル	事後	
令和2年9月28日	Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、30、87項 (別表第二における情報照会の根拠)74、75項 ・平成26年内閣府・総務省令7号(情報提供の根拠)19、44条(情報照会の根拠)40条	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、30、87、106項 (別表第二における情報照会の根拠)74、75項 ・平成26年内閣府・総務省令7号(情報提供の根拠)19、44、53条(情報照会の根拠)40、40-2条	事後	
令和2年9月28日	Ⅱ-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年9月28日	Ⅱ-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年9月28日	Ⅱ-3 重大事故	[発生なし]	[発生あり]	事後	
令和2年9月28日	Ⅳ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない []	[]委託しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	Ⅳ-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない []	[]提供・移転しない [十分である]	事後	
令和2年9月28日	Ⅳ-8 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ-3 重大事故	[発生あり]	[発生なし]	事後	
令和4年10月7日	Ⅱ-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	Ⅱ-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、30、87、106項 (別表第二における情報照会の根拠)74、75項 ・平成26年内閣府・総務省令7号(情報提供の根拠)19、44、53条(情報照会の根拠)40、40-2条	【児童手当等に関する事務】 番号法第19条第8号及び別表第二行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) (情報提供の根拠) 別表第二 26の項、30の項、87、106の項 別表第二主務省令 第19条、第44条 (情報照会の根拠) 別表第二 74の項、75の項 別表第二主務省令 第40条	事後	番号法の改正による変更、文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	町民福祉課 児童係 ☎0820-52-5811 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1	町民福祉課 児童係 ☎0820-52-5810 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1	事後	電話番号の変更
令和4年10月7日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	田布施町では、児童手当法に基づき、町内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。具体的には、 ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し、結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」「却下」を決定し、結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(2月、6月、10月)に分けて、4か月分ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止め、受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知	【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。 (1)児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2)児童手当及び特例給付の申請に基づく審査、申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査の上、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3)児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4)現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当および特例給付現況届の届出(提出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。	事後	児童手当法施行規則の改正に伴う修正、文言の整理
令和5年3月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。 (1)児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2)児童手当及び特例給付の申請に基づく審査、申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査の上、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3)児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4)現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当および特例給付現況届の届出(提出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。	【児童手当等に関する事務】 児童手当法に基づき、児童手当及び特例給付の申請の受理、申請に基づく審査・支給決定、児童手当及び特例給付の支払、毎年6月の現況届の提出に基づく年度更新などに関する事務を行う。 (1)児童手当及び特例給付の申請の受理 中学校修了前の児童を養育している方からの児童手当・特例給付の申請を受理する。 (2)児童手当及び特例給付の申請に基づく審査、申請に基づき、対象児童に対する監護・生計同一の有無、受給者及び配偶者の所得等を審査の上、児童手当または特例給付の支給・不支給の決定をする。 (3)児童手当及び特例給付の支給 支給決定の処分に基づき、児童手当又は特例給付を支給する。 (4)現況届の提出に基づく年度更新 6月に提出される児童手当および特例給付現況届の届出(提出が必要な一部の受給者分のみ)に基づき、児童手当及び特例給付の年度更新を行う。 申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。	事前	
令和5年3月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの概要	・Acrocity児童手当 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	・Acrocity児童手当 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和5年3月30日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月30日	II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和6年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity児童手当 ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	・Acrocity住民情報(児童手当) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和6年2月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	
令和6年2月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	